

食品・製品等のリコールに関する分野横断的 指針についての調査研究

報 告 書

平成 20 年 6 月

内閣府国民生活局

本資料は、内閣府国民生活局が社団法人消費者関連専門家会議 ACAP研究所に依頼した「製品・建物設備の回収等に関する分野横断的指針等についての調査研究」の結果をとりまとめたものである。

はじめに

近年のわが国において、食品や製品などに関連する事故が相次ぐなか、消費者の安全・安心の確保の観点から企業の判断に基づくいわゆる自主リコールの重要性が認識され、実際に増加する傾向にあるところである。自主リコールが効果的に行われ、被害の拡大防止や未然防止に役立つためには、リコールに関する事業者の告知、特にリコールの新聞社告などの情報が確実に消費者に届き、消費者がその情報を理解して、被害を避けるために適切な行動をとることができることが重要となる。このような観点から、平成17年4月に閣議決定された消費者基本計画において、「リコール制度の強化・拡充」に関して、「消費者にとってわかりやすい効果的な社告等のあり方について検討」し、平成19年度までに一定の結論を得ることとされている。

また、適切な自主リコールが迅速かつ適切に行われるためには、リコールの意思決定等に関する明確な判断基準が必要であるとともに、消費者がリコールに関する情報を効果的に利用できるようにすることが必要であり、このために実効性のある分野横断的な指針の策定が急務となっているところである。このような観点から、平成19年7月3日の消費者政策会議において、平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視として計画の進捗状況が整理されるとともに、今後の重点的取組みについてとりまとめられた。このなかで、「自主リコールの促進のための取組みを強化する」ことされ、「自主リコールを促進するため、リコールの意思決定等について分野横断的の共通指針を作成する」ことについて、平成20年度までに一定の結論を得ることとされている。

今回の「食品・製品等のリコールに関する分野横断的指針等についての調査研究」では、国民生活局長の私的研究会として有識者11名からなる「リコール等に関する研究会」を設置し調査研究を行った。具体的には、自主リコールについて先駆的取組みを行っている組織を対象にアンケート調査やヒアリング調査による実態調査を行うとともに、指針策定にあたって参考となる国内外の指針等を収集・整理しつつ、実効性ある指針策定のための基本的な論点に即した準備的検討を行った。この際、平成19年6月14日にとりまとめられた国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保等について」を踏まえ、建物施設についても検討の対象としている。

今回行った実態調査や検討は、自主リコールの開始を決定する判断基準や告知などに関わる基本的な考え方と方向性を示すものとして、平成20年度に予定されるリコールの分野横断的指針の策定に向けて一助となることを期待するものである。

平成20年6月

内閣府国民生活局